

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (平成29年法律第1号)

総務省
平成29年2月

平成28年度分の地方交付税について、国税5税の減額補正を踏まえ、地方交付税の総額を確保するため、国の一般会計から5,437億円を加算する等の措置を行う。

【具体的な内容】

1. 通常収支分

国税5税の減額補正に伴う交付税の減 ▲5,437億円

国の一般会計からの加算 5,437億円

(内訳) ・ [国負担分] 臨時財政対策加算額 +2,718億円

・ [地方負担分] 臨時財政対策債振替加算額 +2,718億円

※ 当初予算の地方財政対策において折半ルールで財源不足を補填していたことを踏まえ、臨時財政対策債振替加算額(2,718億円)については、平成29年度～平成33年度の各年度分の地方交付税の総額から減額する。

<参考>

地方交付税の原資である国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の減額補正 ▲ 1兆7,532億円

2. 東日本大震災分

東日本大震災に係る国の復興事業等の減額補正に伴い、震災復興特別交付税を213億円減額する。

<参考>

減額後の平成28年度震災復興特別交付税の額: 9,188億円

※ 平成27年度からの繰越額5,725.8億円を含む

※ このうち3,054億円は平成28年9月に交付済み

【施行期日】 平成29年2月8日